

令和5年度「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」に係る補助事業者募集要領

令和5年3月7日
経済産業省資源エネルギー庁
電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業省では、令和5年度「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」に係る補助事業者の公募を行います。なお、本事業は令和5年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては、採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者とするものとします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降を含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供す

ること)しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

この補助金は、海外における原子力発電施設等の円滑な設置に必要な知識の普及又は情報の提供に要する経費を補助することにより、当該国における核不拡散体制、原子力損害賠償制度の整備等原子力発電導入のための基盤整備を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とします。

1-2. 事業スキーム

定額、1/2 (※)

経済産業省 → 民間企業等

※補助率については、人件費及び導入初期段階国向けの事業費は、定額とし、導入決定段階国(受注契約により導入する炉型が決定済みの国)向けの事業費は、1/2補助とする。

1-3. 事業内容

- (1) 原子力発電をエネルギー安全保障と地球温暖化問題を一体的に解決するための電源として位置付け、原子力発電の導入に向けた検討を行っている国(以下、「原子力発電導入国」)が多く存在します。
- (2) 原子力発電を導入するに当たっては、核不拡散等に関する体制整備や原子力損害賠償制度等に関する法制度整備、原子力発電導入に必要な人材育成等の基盤整備が適切に行われることが不可欠です。原子力発電導入国からは、こうした基盤整備に関する知見や経験を有する我が国に対して、協力が求められています。
- (3) とりわけ、東京電力福島第1原子力発電所事故を契機に世界的に原子力安全強化に向けた取組が活発化する中、我が国としても、事故の経験や検証から得られる知見等を活用し、原子力発電導入国においてより高い水準の原子力安全が実現するよう基盤整備に向けた協力をを行い、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うことは令和3年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画に記載された我が国の責務であり世界からの期待でもあります。
- (4) 本事業は、この責務と期待に応えるべく、原子力発電導入国における安全な原子力発電導入に寄与するとともに、ひいては世界の原子力安全の強化に資することを目的として、当該基盤整備に係る知識の普及又は情報の提供等の事業を行う民間事業者等に対し、その経費を補助するものです。
- (5) 具体的には、以上の考え方に照らしつつ、我が国企業に優先交渉権を認めるなど原発協力への期待の高い国に加え、エネルギー安全保障の観点から原発導入を目指す中東欧諸国や、原油供給余力の拡大の観点から原発導入を目指す中東諸国、原発導入への関心が高まりつ

つあるアジア諸国等に対して、相手国からの専門家の招聘、我が国専門家の派遣等を通じ、原発導入に必要な法制度整備や人材育成等を中心とした基盤整備を支援するものです。

(6) なお、効率的に事業実施するために、採択後、補助事業者は資源エネルギー庁及び資源エネルギー庁に確認を得た有識者による事前検討会を開催し、事業内容についての確認を得ることに加え、4半期に一度を目安に、資源エネルギー庁及び有識者による報告会を開催し、事業の実施状況について報告することとします。

(7) 電子申請への対応

上記(1)～(6)の事業実施に当たり、補助金申請システム「Jグランツ」を使用し、電磁的記録による申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対しては原則として、当該申請システムで通知等の業務を行うものとします。

1-4. 事業実施期間

交付決定日～令和6年3月29日

1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。(ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。)

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 採択予定件数：1件

2-2. 補助率・補助額

- ① 補助額の上限は、210,000,000円とします。
- ②最終的な交付決定額は、経済産業省と実施内容等について調整した上で決定することとします。
- ③補助率については、導入決定段階国（受注契約により導入する炉型が決定済みの国）向け事業の場合は1/2とし、その他の場合は、定額（10/10）とします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業終了前の支払い（概算払）は、財務省への協議事項とされていることから、財務省の承認が前提となることをご了承ください。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和5年3月7日（火）

締切日：令和5年3月27日（月）12時必着

4-2. 説明会の開催

感染症対策の観点から、説明会は実施しません。質問がある場合は、令和5年3月14日（火）12時00分までにメールで行ってください。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、【9. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を令和5年3月14日（火）12時00分までに登録してください。

4-3. 応募書類

① 郵送・宅配便等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金申請書」と記載してください。

① 補助金申請システム「Jグランツ」でも応募を受け付けます。Jグランツでは、本申請を受け付けるとともに、Jグランツで行われた申請等に対しては原則として、Jグランツで通知等を行います。Jグランツを利用するにはGビジIDの取得が必要です。GビジIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。

※Jグランツでの提出方法等の詳細はJグランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

② 電子メールの場合には、以下の書類を事業担当者（jino-katsuya@meti.go.jp）宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金申請書」としてください。

郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金申請書」と記載してください。

【例】

- ・申請書（様式1）＜1部＞
- ・提案書（様式2）＜1部＞
- ・採択審査を行う上での必要書類＜1部＞
（会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など）

- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。
- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。
- ⑤ 基盤整備支援の具体的な進め方を確認するため、提案書に、
i) 実施国毎にどのような要望やニーズがあるか、また、
ii) どのように実施国の要望やニーズに即した基盤整備事業を行うか、
といった点を含めて、その概略を御記載ください。ただし、最終的な事業実施内容は、経済産業省と協議をした上で決定するものとします。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

＜Jグランツの場合＞

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

＜郵送等の場合＞

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課

「令和5年度原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」担当あて

＜電子メールの場合＞

「iino-katsuya@meti.go.jp」宛

申請の際、メールの件名(題名)を必ず「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金申請書」としてください。

※ J グランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

- ① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。
- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑥ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑦ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。

5-3. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 補助対象経費の計上】

7-1. 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

補 助 事 業		補 助 率
補 助 対 象 経 費 の 区 分	内 容	
人件費		定額
事業費	導入検討初期段階国向け	旅費、会議費、謝金、物品購入費及び賃借費、外注費、通訳雇用費、翻訳費、印刷製本費、資料購入費、補助職員人件費、諸経費
	導入決定段階国向け	旅費、会議費、謝金、物品購入費及び賃借費、外注費、通訳雇用費、翻訳費、印刷製本費、資料購入費、補助職員人件費、諸経費
その他諸経費	導入検討初期段階国向け	事業を行うために要する経費であって、他のいずれの区分にも属さないもので、以下に掲げるもののうち、必要と認められるもの。 通信運搬費、光熱水料、設備の修繕・保守費、その他、事業を行うために特に必要と認められるもの（事務所借料、公租公課）
	導入決定段階国向	事業を行うために要する経費であって、他のいずれの区分にも属さないもので、以下に掲げるもののうち、必要と認められるもの。 通信運搬費、光熱水料、設備の修繕・保守費、その他、事業を行うために特に必要と認められるもの（事務所借料、公租公課）

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【8. その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してく

ださい。

②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

【9. 問い合わせ先】

〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力政策課

担当：飯野

FAX：03-3501-8447

E-mail：iino-katsuya@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「原子力発電の制度整備のための国際協力事業費補助金」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上